

りんりん保育園阪南町 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 遊星会
所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町7-9-22
電 話 番 号	06-6136-4447
代表者氏名	理事長 南條 猛

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	りんりん保育園 阪南町
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町7丁目9-22
連 絡 先	電話番号 06-6695-3337 FAX 06-6695-3338
管 理 者	園長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 15人 1歳児 21人 2歳児 21人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 27人 (令和8年4月1日)
利 用 定 員	満3歳以上の児童 65人 満1歳以上満3歳未満の児童 39人 満1歳未満の児童 6人 (令和8年4月1日)
開 設 年 月 日	平成31年4月1日
施設・事業所番号	2710051002873
ホ ー ム ペ ー ジ	http://yuuseikai.or.jp

3 施設の目的・運営方針

りんりん保育園阪南町（以下、当園という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、園児という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1087.64㎡
園舎	構造	鉄骨造 2階建
	延べ面積	771.00㎡
園庭		438.32㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ひよこ組（満0歳児クラス）、りす組（満1歳児クラス）について各1室
保育室	4室	うさぎ組（満2歳児クラス）ぱんだ組（満3歳児クラス）、きりん組（満4歳児クラス）、ぞう組（満5歳児クラス）について各1室
多目的ホール	1室	
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労告117）を踏まえ、以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 広い園庭・・・園には園舎と同じくらいの広さをもつ子ども達が元気いっぱい走り回れる園庭があります。

床暖房の導入（乳児）・・・寒い冬に裸足で遊び回っても、暖かい快適な空間で快適に過ごすことができます。

豊かな自然環境・・・園の近くには、緑豊かな長居公園があり、四季折々の自然と触れ合いながら、伸び伸びと遊べる環境が整っており、感性豊かな心を養います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）12月20日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	0歳児～5歳児までの保育業務全般	19	15	4	
調理員	外部委託（株式会社マルワ）				

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7:30～19:00のうち、管理監督者として園長自身で構築する）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:00の内、実働8時間）
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:00の内、実働8時間）
栄養士	外部委託（株式会社マルワ）
調理員	外部委託（株式会社マルワ）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
 ただし、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は休園となります。3月31日と夏季休暇については保護者と相談の上、決定します。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他、保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分までまたは16時30分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社マルワが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

但し、遠足などの行事がある場合には、家庭からのお弁当を持参していただきます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (3) アレルギー対応状況
代替食、除去食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有
- (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理				外部委託

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育にかかわる利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、「入園説明書」の【月額利用料】、【その他費用】、【入園児に必要な諸費用】に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。
- (3) 実費徴収に係る補則給付事業
大阪市にお住まいの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について、月額2,800円を上限に申請により助成されます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	畑小児科
医院長名又は医師名	中 篤子
所在地	大阪市住吉区长居3-9-3
電話番号	06-6691-5919

(2) 歯科

医療機関の名称	コハルデンタルクリニック
医院長名又は医師名	松田 敏明
所在地	大阪市阿倍野区阪南町1-25-31 リーベル文の里101
電話番号	06-6628-8211

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

職員に対して、施設外で開催される虐待防止研修等に参加させ、研修内容を受講者以外の職員に伝達することで知識の共有をし、また虐待対応マニュアルに沿って対応しています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 磯田 美保 ・ご利用時間 10:00～16:00 ・電話番号 06-6695-3337 F A X 06-6695-3338 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

第三者委員	寺田 崇雄	電話番号 06-6761-1171 一般社団法人大阪市私立保育園連盟
-------	-------	---------------------------------------

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	保育園の管理下の範囲（保育中、登降園中）における怪我
保険金額	園児一人につき、350円
補償額	（医療費）1つの災害につき5,000円以上のものについて医療費を支給。 （死亡見舞金）補償上限額3,000万円等

※詳しくは、別紙「学校（園）又は通学（園）中にケガをした時の手続き方法」をご確認ください。

2 0 園児の利用状況（毎年度12月22日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	9人	4人	5人	6人	6人
1歳児	21人	18人	20人	21人	21人
2歳児	21人	21人	18人	21人	18人
3歳児	20人	20人	21人	24人	19人
4歳児	20人	18人	21人	21人	21人
5歳児	6人	18人	17人	21人	21人

2 1 最新の第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	最新の受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審	適正
自己評価の実施状況	毎年度実施	個人ごとに自己評価する

2 2 子供・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

2 3 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への自動車での通園は原則認められません

2 4 当園における警報発令、地震発生時等の対応について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風・暴風雪警報発表 ・ 危険警報 (大雨・土砂災害・高潮) ・ 特別警報 (大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪)発表 	<p>・ 午前7時の時点で大阪市域に左記の警報または特別警報が発表され、解除されていない場合、原則として休園します。但し、午前7時までに大阪市域に左記の警報または特別警報が解除され、設備などに被害がなく、保育士の出勤状況と保育実施に支障がないと確認ができた場合は、午前8時（土曜日は午前9時）に開園、通常保育を行います。※給食やおやつ提供の有無については、午前7時過ぎの時点で、食材の調達に問題がなく、調理師などの出勤状況を見極め、給食やおやつ提供ができるかを判断し、園のホームページやさくらdaysで配信をしますので、ご確認をお願いします</p> <p>・ 保育開始後に発表された場合、発令された時点で休園しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令（気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。） ・高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発令された場合、避難区域に所在する保育は休園します。（ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が午前7時を超えた場合、給食の提供はできません） ・保育開始後に発令された場合、発令された時点で休園しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発生した場合、原則として休園します。（ただし、安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が午前7時を超えた場合、給食の提供はできません） ・保育開始後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令</p>	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育所では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前までに発令された場合、原則として休園します。（ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が午前7時を超えた場合、給食の提供はできません） ・保育所開始後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>

<p>J R 大阪環状線 及び Osaka Metro 全線が運休（計画運休を 含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前に発表された場合 災害などを起因として運休となった場合や始発から 計画運休が予定されている場合は、原則として休園 します。 ・保育開始後に発表された場合、保育を継続します。 ただし、計画運休が予定されている場合は、お迎えを お願いします。
<p>建物等に甚大な 被害が発生し、安全な 保育ができない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育開始前に発生した場合原則として休園します。 ・保育開始後に発生した場合、発生した時点で休園します。 可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

りんりん保育園 阪南町
入園説明書及び重要事項説明書に関する同意書

所在地 大阪市阿倍野区阪南町7-9-22
施設名 社会福祉法人遊星会 りんりん保育園 阪南町

私は、りんりん保育園阪南町「入園説明書」及び「重要事項説明書」の内容を確認し全ての項目に同意します。また各説明書は、重要な変更は周知し機微な変更の場合は書面の確認なく、新年度毎に自動更新するものとし、以後も同様とすることを了承し、同意します。

また、当保育園で関わる園内外の活動や行事にて、お子様や在園児の写真や動画などのデータは、撮影者個人やご家族様で楽しんでいただき、インターネット上などへの掲載（SNS、ブログ等）はしないこと、また保育園からの要請には応じることに同意します。

※インターネット上などへの掲載（SNS、ブログ等）は法的問題となることも考えられますので、お取り扱いには慎重にお願い致します。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

園児との続柄 _____

園児名 _____

園児名 _____

